

いしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン利用規約

令和 8 年 2 月 28 日 施行

令和 8 年 4 月 21 日 改正

令和 8 年 8 月 21 日 改正

(総則)

第1条 本規約は、石川県(以下「県」といいます。))が実施するいしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン(以下「本キャンペーン」といいます。))に関し、ポイント等の交付を申請する者(以下「申請者」といいます。))が遵守すべき事項やポイント等交付の要件等を定めることを目的とするものです。

2 本キャンペーンに係るポイント等の交付申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請を行った場合は本規約に同意したものとみなします。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次のとおりです。

- (1)「委託事業者」 本キャンペーンを運営する業務について県の委託を受けた近畿日本ツーリスト株式会社金沢支店をいいます。
- (2)「事務局」 本キャンペーンの運営を目的として委託事業者が設置する事務局をいいます。
- (3)「ポイント」 本キャンペーンにおいて申請者が交付を受けることができるポイントであって、第5条第1項のキャッシュレスポイント又は商品券に交換できるポイントをいいます。
- (4)「商品券」 本キャンペーンにおいて申請者が前号のポイントを消費して交付を受けることができる商品券をいいます。
- (5)「ポイント等」 第5条第1項のキャッシュレスポイント及び商品券の総称をいいます。
- (6)「登録店舗」 第4条の対象製品を販売(高効率給湯器にあっては、期間終了後の無償譲渡を約したリース契約を含む。以下同じ。))し、申請者にキャンペーンチケットの交付等を行う店舗となることを申請し、登録を受けた家電小売店舗等をいいます。
- (7)「キャンペーンチケット」 本キャンペーンにおいてポイント等の交付申請を行う際に必要となるチケットをいいます。

(事業の概要)

第3条 本キャンペーンは、本規約に定めるところにより、石川県内に居住する個人が、石川県内の住居に設置する目的で、次項第1号の購入対象期間中に登録店舗において対象製品を購入(高効率給湯器にあっては、期間終了後の無償譲渡を約したリース契約の締結を含む。以下同じ。))し、同項第2号のポイント交付申請受付期間中にポイント等の交付申請を行った場合に、ポイント等を受け取ることができるものです。

2 本キャンペーンの実施期間は、次のとおりとします。

- (1) 購入対象期間(登録店舗で対象製品を購入した場合に、キャンペーンチケットを受け取ることのできる期間をいいます。)
令和 8 年 2 月 28 日から令和 9 年 1 月 17 日まで
- (2) ポイント交付申請受付期間
令和 8 年 2 月 28 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

3 前項各号に掲げる期間は、ポイントの交付累計額が県の予算上限に達した場合等にあつては、変更される場合があります。

(対象製品及びポイントの額)

第4条 本キャンペーンにおける対象製品及びポイントの額は、次の表のとおりとします。なお、いずれの品目についても、新品の購入等であり、税抜の購入金額がポイントの額以上であることが必要です。

品目	能力・容量等	省エネ性能	ポイントの額 ※2
エアコン	～2.2kW	統一省エネラベル ★3.0 以上 ※1	10,000 ポイント
	2.5kW～2.8kW		15,000 ポイント
	3.6kW～	統一省エネラベル ★2.0 以上 ※1	20,000 ポイント
電気冷蔵庫	51L～350L	統一省エネラベル ★2.0 以上※1	5,000 ポイント
	351L～450L	統一省エネラベル ★3.0 以上※1	15,000 ポイント
	451L～	統一省エネラベル ★3.0 以上※1	20,000 ポイント
テレビ	19V 型～38V 型	統一省エネラベル ★3.5 以上※1	5,000 ポイント
	39V 型～	統一省エネラベル ★3.0 以上※1	10,000 ポイント
LED 照明器具	－	統一省エネラベル ★4.0 以上※1	2,000 ポイント
エコキュート	－	統一省エネラベル ★4.0 以上※1 寒冷地または耐塩害仕様にあつては ★3.5 以上 ※1	40,000 ポイント
エコジョーズ (ガス温水器)	－	統一省エネラベル ★3.0 以上※1	20,000 ポイント
ハイブリッド給湯器	－	国の省エネ給湯器導入に係る補助事業 の対象機器であること。	40,000 ポイント
エネファーム	－		40,000 ポイント

※1 省エネ基準達成率 100%以上の製品に限る。

※2 1 ポイント＝1 円相当のポイント等と交換が可能です。ただし、PayPay ポイントにあつては、交換率は 97%となります。

(ポイント等の種類等)

第5条 ポイント等の種類は、次のとおりとします。ただし、郵送で申請を行った場合は、商品券で交付を受けるものとします。

【キャッシュレスポイント】

PayPay ポイント、WAON ポイント ID、nanaco ギフト、Amazon ギフトカード、d ポイント、
au PAY ギフトカード、QUO カード Pay、Apple Gift Card、Ponta ポイント、楽天 Edy ギフト ID

【商品券】

JCB ギフトカード

2 ポイント等については、それぞれのポイント等の運営者が定める利用規約等の規定が適用されます。

(ポイントの交付申請手続)

第 6 条 申請者は、本規約の内容を十分に承知し、同意した上で本キャンペーンに係るポイントの交付申請を行うものとします。

2 本キャンペーンに係るポイントの交付申請は、次の手順により行うものとします。

(1) 購入対象期間中に登録店舗において対象製品を購入した場合、当該店舗からキャンペーンチケットが交付されます。

- (2) 申請者は、キャンペーンチケットに記載される二次元コード等からインターネット上の申請サイトにアクセスし、次の必要項目及び証拠書類を入力又は添付し、事務局あてに申請するものとします。

必要項目	証拠書類
・キャンペーンチケットに記載される申請コード ・申請者の氏名 ・申請者の住所 ・申請者の電話番号 ・申請者のメールアドレス ・ポイントの交付申請を行う購入製品の情報 ・希望するポイント等の種別等	・対象製品の購入に係るレシート(又は領収書及び納品書) (リースの場合は、該当するリース契約書等の写し) ・メーカー保証書等 ・キャンペーンチケットの原本 ・製造番号が確認できる本体シール等の画像 (エコジョーズ(ガス温水器)とエネファームの申請を行う場合に限る。) ・うちエコ診断(WEB 版)の診断結果の画像 (郵送による申請の場合は、気候変動対応アクションプランの取組報告書)

- (3) 事務局は、前号による申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請がポイントの交付要件を充足すると認められる場合は、申請者に対してポイントを交付するものとします。なお、事務局は、申請者に対して、申請内容の審査の過程において、電話等の方法により交付要件に必要な項目や証拠書類に関し、問い合わせや提出を求める場合があります。

- (4) ポイント等の交付の方法は、申請者が選択したポイント等の種別により次のとおりとします。

【キャッシュレスポイントを選択した場合】

- ①申請者に対し、希望のキャッシュレスポイントを選択して取得するための URL を記載した電子メールを送付します。
- ②申請者は、当該 URL によりアクセスできるインターネットサイト上において、希望のキャッシュレスポイントを選択し、当該キャッシュレスポイントの運営者が定める規約等に従って、交付を受けてください。なお、申請者に対し①の電子メールの送付後は、県及び委託事業者はポイントに係る権利を補償するいかなる責任も負いません。
- ③②の手続は、別途、県又は事務局が告示する期日までに行ってください。当該期日を過ぎて当該手続を完了していない場合は、ポイント等の交付を受ける権利は失効します。なお、この場合にあっては、県及び委託事業者はポイント等に係る権利を補償するいかなる責任も負いません。

【商品券を選択した場合】

- ①申請者に対し、ポイントの額相当額の商品券を簡易書留により送付します。
- ②送付された商品券を、不在等の理由により受領できなかった場合、申請者は速やかに再配達依頼等の対応を行ってください。郵便局の保管期限経過後に事務局に商品券が返送された場合ポイント等の交付を受ける権利が失効します。なお、この場合に県及び委託事業者はポイント等の交付を受ける権利を補償するいかなる責任も負いません。

- 3 申請者は、第1項の交付申請を行った場合、原則として、当該申請の取下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできません。なお、やむを得ない理由により、申請の取下げ又は申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は、第 23 条の問い合わせ先に連絡し、対応を相談するものとします。

- 4 申請者は、申請時に入力又は記入した情報(住所、電話番号、メールアドレス等)に変更が生じた場合、当該変更事項について事務局に速やかに連絡してください。事務局に連絡がない場合、申請が無効となる場合があります。なお、この場合、県及び委託事業者はポイントに係る権利を補償するいかなる責任も負いません。

- 5 商品券が申請者に郵送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、県又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。
- 6 ポイントの交付申請に係るその他の留意事項は、次のとおりです。
- (1) 申請者は、原則として事務局が設置するオンライン申請システムにより申請を行ってください。当該申請は、事務局の受付時間内に到達した場合にあっては到達の時、事務局の受付時間外に到達した場合にあっては事務局の営業日の開始の時をもって受け付けるものとします。なお、やむを得ず郵送により申請した場合は、事務局が収受した日をもって受付日とします。
 - (2) 申請に係る通信料等は、申請者の負担となります。

(ポイント等交付申請の受付ができない場合)

第 7 条 次に掲げる場合には、前条のポイントの交付申請を受け付けることができません。

- (1) システム障害、点検、保守作業等のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合
 - (2) 本キャンペーンに係る県の予算が上限に達した場合
 - (3) 第3条第1項の要件を満たさないと判断される場合
 - (4) 第6条第2項第2号の申請に必要な情報が不足し、又は申請者による補正措置が行われない場合
- 2 前項各号の規定により申請者の申請を受け付けることができなかったことにより申請者に損害が生じた場合にあっては、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(ポイントの交付ができない場合)

第 8 条 次に掲げる場合には、ポイントの交付申請があっても、ポイントの交付を行わないものとします。

- (1) 前条第1項各号の交付申請の受付ができない場合に該当するとき
 - (2) キャンペーンチケットに不正使用が認められたとき
 - (3) 第6条第1項の交付申請があった以降に、本キャンペーンに係る県の予算が上限に達したとき
 - (4) 第6条第1項の交付申請に係る対象製品の返品があったこと又は取引が無効となったことにつき登録店舗から報告があったとき
 - (5) 第6条第2項第3号の事務局からの問い合わせや提出の求めに応じないとき(申請者が、簡易書留により送付される不採択通知書を郵便局の保管期限までに受領しない場合を含む。)
 - (6) その他、ポイント等の交付要件を満たさないとき又は本規約に違反することが判明又はその疑いがあると県又は事務局が判断したとき
- 2 前項各号の規定により申請者に対してポイントの交付を行わない場合であっても、これにより申請者に生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 9 条 申請者は次に掲げる行為を行ってはならないものとし、これらの行為が判明した場合には、次条の規定によりポイント交付の取消又は損害額の請求を行うことがあります。

- (1) キャンペーンチケットを第三者に譲渡又は販売すること
- (2) 有償、無償の別を問わず営利を目的として本キャンペーンに係るポイントの交付を受けた対象製品を第三者に転売、譲渡、貸与等すること

(ポイント等交付の取消、はく奪及び損害額の請求)

第10条 県及び事務局は、申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合又はその疑いがあると判断した場合は、当該申請者に対し何らかの通知を行うことなく、当該申請者に対するポイントの交付を取り消すものとし、なお、ポイントが既に交付され、消費されている等により、ポイントの交付取消の効果が無い場合にあつては、県に生じた損害額に相当する金額を申請者に対して請求することがあります。

(調査)

第11条 県又は事務局は、申請者が第9条各号の禁止事項を行っていること、その他本規約に違反することが疑われる場合にあつては、対象製品の設置状況等に関する調査を行うことがあります。この場合において、申請者は、県又は事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

(誓約事項)

第12条 申請者は、ポイントの交付申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約又は同意するものとします。

- (1) 「いしかわ家庭版環境 ISO(エコファミリー)」の認定を受けるにあたり、県及び事務局が、第6条第2項の申請者情報(住所、申請者氏名、電話番号、メールアドレス)を利用すること
- (2) ポイントの交付申請に当たり、虚偽の内容を入力又は記載しないこと
- (3) ポイントの交付申請に当たり必要となる証拠書類(レシート又は領収書及び納品書、メーカー保証書、うちエコ診断(WEB版)の受診結果)について、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと
- (4) 本キャンペーンに係るポイントの交付申請を行うに当たっては、本キャンペーンの実施に関連する法令、条例等を遵守すること
- (5) 申請者は、石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (6) 対象製品のうちエアコン(三菱・霧ヶ峰、パナソニック・エオリアに限る。)、LED照明器具、エコジョーズ、エネファームに係るポイントの交付申請にあたっては、クレアトゥラ株式会社が運営するJ-クレジットプロジェクト(以下「J-クレジットプロジェクト」といいます。)への入会申込に同意すること
- (7) その他本規約に規定する事項を遵守すること

(事業の内容変更・終了)

第13条 県は、第3条第2項各号の規定にかかわらず、本キャンペーンの実施期間中、必要に応じて本キャンペーンを終了、中止、又は内容を変更できるものとします。

2 申請者は、前項の規定により終了、中止、又は内容を変更される場合があることについて、あらかじめ承認するものとします。

3 第1項の規定による終了、中止又は変更の場合にあつては、県又は事務局は、本キャンペーンが終了、中止又は変更される旨を本キャンペーン専用ページ又は県公式ホームページへの掲載その他の県が適当と判断する方法により告知するものとします。

2 第1項の規定による終了、中止又は変更により生じた申請者の損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第14条 県は、本キャンペーンの実施期間中、必要に応じて本規約の内容を変更できるものとします。

2 前項の規定による変更により生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(返金及びポイント等の額の訂正)

第 15 条 申請者がポイント等の交付申請を行った後に対象製品の返品(高効率給湯器にあっては、期間終了後の無償譲渡を約したリース契約の解除を含む。以下同じ。)を行った場合、県及び事務局は、申請者に対し、ポイント等の返却(現金での返金)を求める場合があります。

2 県及び事務局は、申請者又は事務局のいずれの責であるかにかかわらず、交付申請に係る対象製品に対応するポイントの額と、実際に申請者が取得したポイント等の額との間に齟齬のある場合は、申請者が取得したポイント等の額を適正なポイント等の額に訂正する権利を有します。

(申請者の責任)

第 16 条 申請者は、申請者自身の責任において本キャンペーンへ参加(対象製品の選定・購入、ポイント交付申請、ポイント等の受領など、本キャンペーンに係る行為の一切をいいます。)するものとし、本キャンペーンへの参加に係る一切の行為及びその結果について、県、事務局及び登録店舗の故意又は重過失によるものを除き、申請者は一切の責任を負うものとしします。

(免責事項)

第 17 条 本キャンペーンの実施及び参加に関して申請者と登録店舗との間に生じる紛争、損害等について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(通知)

第 18 条 本キャンペーンに関する県又は事務局から申請者への通知は、電子メールを送信する方法又は本キャンペーン専用ページ若しくは県公式ホームページへの掲載その他の県が適当と判断する方法により行うものとしします。

2 前項の通知が不着であったことにより生じた損害について、県又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(告知内容の改定)

第 19 条 本キャンペーン専用ページ又は県公式ホームページに掲載される最新の内容は、当該内容の掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとしします。最新の規約内容及び告知内容等と相違する従来の告知及び印刷物等に記載された内容は、本キャンペーン専用ページ又は県公式ホームページに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 申請者は、本キャンペーンに係るポイントの交付手続に必要な個人情報(住所、申請者氏名、電話番号、メールアドレス)を事務局に提供することに同意するものとしします。

2 事務局は、本キャンペーンの実施に当たり取得した個人情報について、石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年石川県条例第 32 号)に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

3 事務局は、本キャンペーンを通じて取得した情報を本キャンペーンが終了した日の属する年度の翌年度から起算して最大5年間(J-クレジットプロジェクトに参画するものにあつては、最大 8 年間)保存し、本キャンペー

ンの遂行又は J-クレジットプロジェクトへの参画に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとします。

- 4 購入等した対象製品を返品する場合は、購入店舗から事務局に対し、返品に係る情報とともに、当該購入者に係る第1項の個人情報を提供することがあります。
- 5 事務局は、県と協議の上、本キャンペーンの運営に係る業務の一部を委託事業者以外の事業者に再委託することがあります。この場合において、事務局は、第1項の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先の事業者は、提供を受けた当該個人情報について、石川県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。
- 6 県又は事務局は、本キャンペーンを通じて取得した個人情報その他の情報について、個人を特定できない形での統計的な情報として公表することがあります。

(準拠法)

第 21 条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 22 条 申請者は、本キャンペーンの実施に関連して申請者と県との間に紛争が生じた場合、金沢地方裁判所の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(問い合わせ先)

第 23 条 申請者による本キャンペーンに関する質問等については、事務局に問い合わせてください。

【事務局について】

(電話番号) 076-216-7001

(開設期間) 令和 9 年 2 月 28 日(日)まで

※令和 8 年 12 月 29 日(火)～令和 9 年 1 月 3 日(日)を除く

(受付時間) 午前 10 時から午後 6 時

以 上